

第3章：工場調査票セクションB「質問票」に記載するためのガイダンス

この章は、調査票セクションBを、より正確に作成していただくためのガイダンスです。

製造者がセクションBの全ての項目についてお答えいただき、初回工場調査が計画される前にJET宛お送り下さい。

初回工場調査のやり直しや追加費用の発生、登録の遅れを避けるためにも、より正確で完全な情報をご記入下さい。

Ref. No. : JET で記載します。

B.1：製造者の名称と所在地

名称は、「株式会社・・・、・・・工場」というように記載して下さい。

工場調査を行う製造者の名称、住所及び製造者への道順（最寄り駅、空港などを含む地図又は略図のコピーを添付）を記入して下さい。

B.2.1 製造者の事務所の所在地

製造者の事務所の住所がB.1項の製造者の住所と異なる場合には、その住所を記入して下さい。また、同じ場合には、“B.1 に同じ”と記入して下さい。

B.2.2 登録者の名称と所在地

登録者の名称が製造者の名称と違う場合、例えば本社、親会社、輸入事業者等のような場合には、郵便、電話番号等、連絡のために正確に記入して下さい。

また、同じ場合には、“B.1 に同じ”と記入して下さい。

（参考）工場調査に係る費用は、日本国内での工場調査にあつては、登録申込者（登録申込者が、後に登録者になります。）に請求されます。

B.3 製造者にいる連絡者及び副連絡者と登録部品・材料に責任のある管理責任者

製造者にいる連絡者及び副連絡者と、登録部品・材料に責任のある管理責任者の氏名、所属部門、役職名を記入して下さい。

連絡者は、工場調査に立ち会っていただく方です。

この連絡者は、品質システム及び登録の要求事項についての知識を有しており、関連情報及び施設に十分アクセスできなければなりません。

連絡者が不在の場合に連絡者の代行ができる副連絡者を、必ず選任して下さい。

管理責任者は、登録部品・材料に対して責任のある立場の人でなければなりません。その人が正連絡者を兼任することもできます。また、本社、親会社等、工場外（その国の範囲内を条件とします。）にいても結構ですが、その場合には会社名、住所、電話及びファックス番号も記入して下さい。

B.4 製造者のおおよその総従業員数

臨時の従業員を含めた人数を記載して下さい。

B.5.1 部品・材料登録制度に登録する製品の種類、ブランド名及びモデル名等
登録を希望するすべての製品についての、モデル名とブランド名の関係を明確に記載し、必要に応じ、別紙としてリストを作成して下さい。

B.5.2 適用される規格

登録のために適用される試験方法

電気用品調査委員会が定めた試験方法名を記載してください。

B.6.1 外部供給業者から購入する主要な部品及び半組立品（別紙記載可）

- 1) 原材料・部品を登録希望品毎にリストして下さい。
- 2) 主要品の材料、定格等の仕様、購入先についてリストしてください。

B.6.2 製造方法の概要及び各種検査／試験の実施方法（別紙記載可）

登録を希望する部品・材料が登録のために適用される試験方法に適合していることを確実にすることに関して、適用されている品質システムが適切であることを確認できる完全で正確な情報が必要です。

情報は、下記の項目について、詳細に記入して下さい。

- 受入検査及び試験（手順書の文書番号及び文書名も記述して下さい。）
目視検査、試験、抜取手順、受入基準又はその他の検証手段（適合証明書等）
或いは適用している場合には、その両者。
- 工程内検査及び試験
上記と同じ要領で記述して下さい。特に、検査・試験は、製造ライン上において全数に対し行われるのか又は製造ラインから任意に抜き取って行われるのか或いはその両者を行っているのかも述べて下さい。
- 製品確認試験（本文書第2章 5：工場調査の関連文書「附属書1」の3項参照）
上記の試験項目以外の試験も行う場合には、それらについても記載して下さい。
受入から出荷までの工程のフローチャート及びその間に関与してくる品質管理上のチェック項目を記入してください。

B.7 製造者の品質システムは、評価され、かつ、登録されていますか？詳細を示して下さい。

製造者が ISO 9001 又は JIS の登録を受けている場合には、登録書のコピーを添付して下さい。

B.8 当社は、工場調査員が連絡担当者又は副連絡担当者と面会した後、通常の勤務時間内において、最終製品の関連規格への適合性の検証に不可欠な、受入検査を含む、全ての製造工程の場所に立ち入ることに同意します。

上記の記載事項を検証し、B.3に申告された管理責任者の方が署名して下さい。

管理責任者署名：

日 付：

（B.3の管理責任者が検証した上で署名して下さい。）

附属書 1

製造工場における製品の試験、検査に関する要求事項

部品・材料登録制度の製造者は、登録部品・材料が該当する規格に適合していることを確認するために、次に示す方式により、適切な試験及び検査を実施しなければならない。

1. 部品、原材料等の受入検査

外部から供給されるものを含め、登録品の安全性に係わる材料及び部品は、当該製品を該当規格に適合させるために適当と認められる方法で検査されること。

2. 製造工程で行う検査及び試験

登録部品及び材料が、登録条件に従って製造されていることを確認するために製造中の適切な工程において製品の検査を実施すること。

3. 製品確認試験、検査

下記の場合、製造ラインから任意に抽出した製品について該当規格において定める試験方法又はこれと同等以上の方法により、登録時の製品と同一の設計に基づいて製造されていることを確認するために製品確認試験を行うこと。

①設計、製造方法又は製造設備を変更した場合

②製造部品、材料が該当規格に適合していることを確認するために必要な場合

以 上